

(事前説明第1号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

質疑なし

(事前説明第2号から第4号までについて事務局より一括説明)

(質疑等の要旨)

委員 : ごみの焼却能力が変更前と変更後でかなり減っているが、例えば南海トラフ等の災害発生時の廃棄物なども考慮した計画となっているのか。

事務局 : ごみ焼却場の処理能力の変更前の720tは30年以上前に計画されていたもので、当時はごみが増えていく前提で720tまで増設していくこととしていたが、その後新たな用地が確保でき、後にクリーンセンター第2工場が建設された経緯がある。現在の処理能力は第1工場で150t、第2工場で480tの合計630tである。令和7年に第1工場を廃止し処理能力は480tになり、その後は人口減少などによるごみの減量化が進むことも考慮し令和13年に建設する新施設の処理量は447tとしている。

また、災害発生時の災害ごみは全量をこの施設で処理することは難しいため、広域的な処理などを検討していくこととなる。令和13年以降も人口減少が進みごみが減量化することで、処理能力とごみの量に乖離が出てくることを見込んでおり、その乖離分が災害廃棄物の許容分と考えている。

委員 : 令和12年で供用を終了する南側の二つの敷地にある建物は解体しないということだが、敷地をどう活用するかなどの計画はあるのか。

事務局 : 令和13年に供用する処理施設については、3～40年使ったのちに建て替えとなり、その建て替え用地として東海岸町の第2工場跡地を考えている。第2工場跡地の3～40年間の活用方法や資源リサイクルセンターの跡地活用などは今後検討していく。

委員 : 阪神間のベイエリアの活性化において、どう次の工業地域に展開していくかなどを検討する中で、周辺市に共通して土地がないという問題が出てくる。今後50年もしくは100年は大丈夫というような計画はなかなか難しいので、いろんなことを試す30年だけの都市計画があってもよいと考える。

事務局 : 建替え用地を単に放置しておくのではなく、今ある施設を利活用できるか提案を募りながら何らかの形で活用していきたいと考えている。廃棄

物の処理は行政だけがやることではなく、民間事業者からも新たなその利活用のアイデアが出てくると見込まれるので、今後も利活用の方策を検討していきたい。

- 委員 : 津波や高潮のリスクへの対応はどのような状況か。
- 事務局 : 津波と高潮等で浸水する想定の区域内であるため、中央制御室などの重要箇所は浸水高さ以上に設置するとともに、1階部分は気密性を高め浸水を防ぐ対策を考えている。また、停電時にも自立して焼却施設を立ち上げることができるような発電施設などの整備を考えている。
- 会長 : 今回の建て替えで車両の出入口の変更等があった際に、周囲の交通への影響があると思うが考慮はされているか。
- 事務局 : 本件は尼崎市の環境影響評価条例の対象事業になっているため、交通渋滞や騒音、排ガス等についても検討している。今後建て替える第1工場の敷地は従前からごみ処理施設であるため車両の往来がすでにあることに加え、人口減少に伴って車両台数が減少していることを確認している。